

教 職 課 程

理 学 部

❖ 教職課程(2025年度入学者)

理学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
数理科学科	数 学	数 学 情 報
物理科学科	数 理 学 科	数 理 学 科
宇宙物理・ 気象学科	理 科	理 科

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格	学士の学位を有すること 〔学部履修規定をよく読んで 卒業要件単位数を満たすこと〕
---------	--

必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数	
第6条の6に定める科目	日本国憲法(2)	各免許状共通	2
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2
	数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作(2)		2
教育の基礎的理解に 関する科目等 (中学校27) (高校23)		数理科学科	中学校 33 高 校 29
		物理科学科	中学校 33 高 校 29
		宇宙物理・ 気象学科	中学校 33 高 校 29
教科及び教科の指導法に 関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること		数理科学科	中学校 28 高 校 24
		物理科学科	中学校 数学 28 中学校 理科 34
			高 校 24
		宇宙物理・ 気象学科	中学校 32 高 校 24
大学が独自に 設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること		数理科学科	中学校 0 高 校 6
		物理科学科	中学校 0 高 校 6
		宇宙物理・ 気象学科	中学校 0 高 校 6

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。必ず1日に1回は確認するようにしてください。

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

- (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び
人工知能に関する科目又は情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等			
科 目	単位数	授業科目(単位数)			最低修得単位数
日本国憲法	2	全学科 共 通	日本国憲法(2)		2単位 必修
体 育	2		健康科学講義(2) 健康科学実習(1)		3単位 必修
外 国 語 コミュニケーション	2		基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅰ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅱ(1)		2単位 選択必修
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、デー タ活用及び 人工知能に 関する科目	数理科	数学 情報 (共通)	ア データ・AⅠと社会(2) データ・AⅠ活用基礎(2) データ・AⅠ活用実践(初級)(2) データ・AⅠ活用実践(上級)(2)	ア・イいずれか 2単位 選択必修
	情報機器の 操作			イ コンピュータ入門(2) 計算機基礎A(2) 計算機基礎B(2)	
	数理、デー タ活用及び 人工知能に 関する科目	物理科	数学 理科 (共通)	ア データ・AⅠと社会(2) データ・AⅠ活用基礎(2) データ・AⅠ活用実践(初級)(2) データ・AⅠ活用実践(上級)(2)	ア・イいずれか 2単位 選択必修 *取得希望教科 ごとに修得する こと
	情報機器の 操作			イ 計算機基礎A(2) 計算機基礎B(2) データの数理(2) コンピュータグラフィックス入門(2)	
	数理、デー タ活用及び 人工知能に 関する科目		理科	ア データ・AⅠと社会(2) データ・AⅠ活用基礎(2) データ・AⅠ活用実践(初級)(2) データ・AⅠ活用実践(上級)(2)	
	情報機器の 操作			イ コンピュータ入門(2) 基礎プログラミング(2)	
	数理、デー タ活用及び 人工知能に 関する科目	宇宙物理 ・気象	理科	ア データ・AⅠと社会(2) データ・AⅠ活用基礎(2) データ・AⅠ活用実践(初級)(2) データ・AⅠ活用実践(上級)(2)	ア・イいずれか 2単位 選択必修
	情報機器の 操作			イ 計算機基礎(2) 計算機とデータ処理(2)	

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等		単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数		備考
		中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論(2)	2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育社会学(2)	2単位 必修		
				教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修	3年次末までにいずれか1科目を修得すること	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育論(2)	2単位 必修	3年次末までに修得すること (注2)	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程論(2)	2単位 必修		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—	
	総合的な学習（探究）の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法(2)	2単位 必修		
	特別活動の指導法			特別活動論(2)	2単位 必修		
	教育の方法及び技術			教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）(2) 教育方法の理論と実践（情報通信技術の活用を含む）(2)	2単位 選択必修		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導論(2)	2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談の基礎と方法(2)	2単位 必修	3年次末までに修得すること	
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること
				教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修	
	教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）(2)	2単位 必修		
最低修得単位数		27	23	合 計	33	29	

❖ 教職課程(2025年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。
4. 数理科学科において、情報の免許状のみを取得希望の場合は、情報での教育実習先の確保が困難な状況にあるため、数学の免許状も併せて取得し、数学で教育実習を行ってください。ただし、各自で教育実習先を確保できる場合は、情報のみの免許状取得も可能です。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 数学》					数理科学科				
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等					
科目 区分		各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数			
			中学校	高校		中学校	高校		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代 数 学	1 単位 以上	代数学・幾何学Ⅰ A(2) 代数学・幾何学Ⅰ B(2)		4 単位 必修			
				論理と集合(2)		選択			
		幾 何 学	1 単位 以上	代数学・幾何学Ⅱ A(2) 代数学・幾何学Ⅱ B(2)		4 単位 必修			
				解 析 学	1 単位 以上	微分積分学Ⅰ A(2) 微分積分学Ⅰ B(2) 微分積分学Ⅱ A(2) 微分積分学Ⅱ B(2)		8 単位 必修	
		「確率論、統計学」	1 単位 以上			解析学入門 A(2) 解析学入門 B(2)		選択	
				「確率論、統計学」	1 単位 以上	確率・統計(2)		2 単位 必修	
		「確率論、統計学」	1 単位 以上			確率論 A(2) 確率論 B(2)		選択	
				コンピュータ	1 単位 以上	基礎プログラミング(2)		2 単位 必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計						20	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位 以上	4 単位 以上	ア	数学科教育法Ⅰ－1(2) 数学科教育法Ⅰ－2(2)	8 単位 必修	4 単位 必修
イ	数学科教育法Ⅱ－1(2) 数学科教育法Ⅱ－2(2)					選択			
合 計		28	24	合 計		28	24		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、数学で教育実習を行う場合、3年次末までにアを修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「数学科教育法Ⅰ－2(2)」は「数学科教育法Ⅰ－1(2)」修得者のみ履修できます。
- 「数学科教育法Ⅱ－2(2)」は「数学科教育法Ⅱ－1(2)」修得者のみ履修できます。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校数学の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校 情報》			数理科学科		
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等		
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数	授業科目（単位数）	最低修得単位数	
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。） ・情報倫理	1 単位以上	情報と社会(2) 情報と職業(2)	4 単位必修
		コンピュータ・情報処理	1 単位以上	プログラミングⅠ(2) プログラミングⅡ(2)	4 単位必修
				演算の数理(2) 検定・推定(2)	選択
		情報システム	1 単位以上	データの数理(2) プログラムの数理A(2)	4 単位必修
				プログラムの数理B(2) 離散数学A(2) 離散数学B(2)	選択
		情報通信ネットワーク	1 単位以上	インターネットと言語(2) ネットワークの基礎(2)	4 単位必修
				暗号・符号の数理(2)	選択
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1 単位以上	コンピュータグラフィックス入門(2) 確率・シミュレーション(2)	4 単位必修
	シミュレーションの数理A(2) シミュレーションの数理B(2)			選択	
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計				20
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		4 単位以上	情報科教育法 1(2) 情報科教育法 2(2)	4 単位必修	
合 計		24	合 計	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校情報で教育実習を行う場合、3年次末までに「情報科教育法1(2)」「情報科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 選択科目の修得単位は、高校情報の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 数学》					物理科学科		
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等			
科目 区分		各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数	
			中学校	高校		中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代 数 学	1 単位 以上	代数学・幾何学A(2) 代数学・幾何学B(2)		4 単位 必修	
				物理数学基礎(2)		選択	
		幾 何 学	1 単位 以上	代数学・幾何学C(2) 代数学・幾何学D(2)		4 単位 必修	
				集合と位相Ⅰ(2)		選択	
		解 析 学	1 単位 以上	微分積分学A(2) 微分積分学B(2) 微分積分学C(2) 微分積分学D(2)		8 単位 必修	
				物理数学(2)		選択	
		「確率論、統計学」	1 単位 以上	確率・統計と誤差論(2)		2 単位 必修	
	コンピュータ	1 単位 以上	コンピュータ入門(2) 基礎プログラミング(2) 計算機基礎A(2) 計算機基礎B(2)		2 単位 選択必修		
	教科に関する専門的事項		最低修得単位数 小 計		20		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位 以上	4 単位 以上	ア	数学科教育法Ⅰ―1(2) 数学科教育法Ⅰ―2(2)		8 単位 必修
イ				数学科教育法Ⅱ―1(2) 数学科教育法Ⅱ―2(2)		選択	
合 計		28	24	合 計		28	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3 年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について、数学で教育実習を行う場合、3 年次末までにアを修得していないと4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「数学科教育法Ⅰ－2(2)」は「数学科教育法Ⅰ－1(2)」修得者のみ履修できます。
- 「数学科教育法Ⅱ－2(2)」は「数学科教育法Ⅱ－1(2)」修得者のみ履修できます。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校数学の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 理科》					物理科学科			
施行規則に定める科目区分					本学における開設授業科目等			
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）		最低修得単位数	
			中学校	高校			中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物 理 学	1 単位以上	力学A(2) 力学B(2)		4 単位必修	4 単位必修	
				電磁気学A(2) 電磁気学B(2) 振動と波(2) 光学(2) 熱力学(2) 統計力学A(2) 量子力学A(2)		選択	選択	
		化 学	1 単位以上	化学通論A(2) 化学通論B(2)		4 単位必修	4 単位必修	
		生 物 学	1 単位以上	生物学通論A(2) 生物学通論B(2)		4 単位必修	4 単位必修	
		地 学	1 単位以上	地学通論A(2) 地学通論B(2)		4 単位必修	4 単位必修	
		物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験	1 単位以上	物理学実験Ⅰ(2) 物理学実験Ⅱ(2) 基礎化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(2)		10単位必修	—	
				物理学実験Ⅲ(2)		選択	—	
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	1 単位以上	物理学実験Ⅰ(2) 物理学実験Ⅱ(2) 物理学実験Ⅲ(2) 基礎化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(2)		—	4 単位 選択必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計					26	20
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		8 単位以上	4 単位以上	ア	理科教育法1(2) 理科教育法2(2)	8 単位必修
イ	理科教育法3(2) 理科教育法4(2)							
合 計			28	24	合 計		34	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校理科で教育実習を行う場合、3 年次末までに最低修得単位数26 単位のうち22 単位以上を、高校理科で教育実習を行う場合、最低修得単位数20 単位のうち16 単位以上を修得していないと4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、理科で教育実習を行う場合、3 年次末までにアまたはイいずれか4 単位を修得していないと4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校理科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 理科》					宇宙物理・気象学科			
施行規則に定める科目区分					本学における開設授業科目等			
科目 区分		各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数		
			中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物 理 学	1 単位 以上	力学A(2) 力学B(2)		4 単位 必修	4 単位 必修	
				物質の物理(2) 振動と波(2)		選択	選択	
		化 学	1 単位 以上	化学通論A(2) 化学通論B(2)		4 単位 必修	4 単位 必修	
		生 物 学	1 単位 以上	生物学通論A(2) 生物学通論B(2)		4 単位 必修	4 単位 必修	
		地 学	1 単位 以上	地球惑星科学概論(2) 天文学概論(2)		4 単位 必修	4 単位 必修	
				惑星・恒星・銀河誕生の物理学(2) 宇宙論(2) 地球惑星環境観測学(2) 気象物理学A(2) 宇宙観測と星の物理学(2)		選択	選択	
				物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(2)		8 単位 必修	—	
		物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験	1 単位 以上	大気物理学実験(2) 宇宙観測・解析実習(2)		選択	—	
				物理学実験(2) 地学実験(2)		—	4 単位 必修	
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」		1 単位 以上	大気物理学実験(2) 宇宙観測・解析実験(2)			選択
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計					24	20		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		8 単位 以上	4 単位 以上	ア	理科教育法1(2) 理科教育法2(2)	8 単位 必修	ア・イ いずれか 4 単位 選択必修	
				イ	理科教育法3(2) 理科教育法4(2)			
合 計			28	24	合 計		32	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校理科で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数24単位のうち20単位以上を、高校理科で教育実習を行う場合、最低修得単位数20単位のうち16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までにアまたはイいずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校理科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2025年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高 校 教 科 全 教 科	道徳教育論(2)	—	2 単位 必修
			中 学 校 教 科 高 全 教 科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅡ A(2) 教職ゼミナールⅡ B(2) 教職ゼミナールⅢ A(2)	選択	選択 必修
			物理科学科 中学校 高 校 数 学	数学演習Ⅰ(2)		
合 計	4	12	合 計		0	6

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
2. 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
3. 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め6単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
4. 数理科学科及び物理科学科において、高校の複数の免許状取得を希望する場合は、**教科ごとに最低修得単位数を満たす**必要があります。

